

相模原市市民農園

利用者募集案内(随時募集)

相模原市が設置する市民農園のうち、
空き区画のある農園において、随時利用者を募集します。

必ずこの募集案内をすべてお読みいただき、十分ご理解の上、お申し込みください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手続きが変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

相模原市では、市民の方へ気軽に農作業を親しんでいただくため、3種類の「市民農園」を開設しています。農園の種類により区画面積、利用期間、管理料等が異なりますのでご注意ください。

市民農園は、近隣住民や利用者間でのトラブルを防止するため、利用条件や禁止行為について定めています。内容を必ずご確認ください、同意の上お申し込みください。



利用条件や禁止行為を守れなかった場合、

利用承認を取消すことがあります。



農園の種類

市民農園は全部で54箇所ございます。(令和5年6月1日現在)

各農園の所在、利用期間などの詳細は、相模原市ホームページ市民農園の項をご覧ください。

URL: https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/shimin_nouen/nouen/index.html

QRコード



農園の種類	区画面積	管理料(満期)	設備	備考
コミュニティ農園	50㎡以上	1年/1万円以内 委員会()において決定	駐車場、水道あり	利用者全員で委員会を組織し、管理運営する。
レクリエーション農園	20㎡以上	18,000円(満期)	水道あり	-
健康づくり農園	30㎡以上	18,000円(満期) (一部21,000円)	- (一部水道あり)	-

利用条件

利用期間は、農園の種類ごとに定められた期間とします。

ただし、利用期間中であっても相模原市と土地所有者との土地使用貸借契約が解除された場合には、やむを得ず農園を閉鎖し、指定する期日までに利用を終了していただくことがあります。

この場合、栽培作物その他資材等の損害については補償できません。

割り当てられた区画内を耕作し、利用区画に隣接する通路などの共用部分を含め、こまめに除草を行い、常に良好な状態で管理してください。区画の立地条件、形は農園全体の形状により多少の差異がありますのでご了承ください。

随時募集は、市民農園をご利用中の方でも申込可能です。

利用者は、市内在住者とし、市民農園の管理、運営等に要する経費に充てるため、管理料を相模原市市民農園運営協議会に納入するものとします。

管理料金については、申し込み時期に応じて減額となる場合がございます。詳細については、お問い合わせください。

禁止行為

以下の項目は、近隣住民や利用者から寄せられる意見の中で特に件数が多いものです。これらの禁止行為が守られない場合、利用承認を取消す場合がある他、状況によっては市民農園の閉鎖に繋がる恐れもあります。決められたルールを守り、マナーを守ってご利用ください。



（自動車で来園すること。また、自転車の路上駐輪をすること

路上駐車や近隣店舗及び土地への無断駐車は、周辺住民等の迷惑となるばかりでなく事故の原因にもなりかねないため、お車での来園はおやめください。

また、自転車で来園する場合は、路上駐輪をせず、農園内に駐輪してください。お申込みの際には、農園の所在地をご確認いただき、徒歩や自転車で来園できる農園をお選びください。

（コミュニティ農園をご利用の方は、必ず専用駐車場をご利用ください。）



（指定された区画の適切な管理（特に雑草の除去）を怠ること

特に春から夏にかけては、長期間放置すると雑草が人の背丈ほどに伸びる場合があります。他の区画の利用者や周辺住民への影響を及ぼし、迷惑となりますので、適切な管理を行ってください。また、除草にあたっては、除草剤を使用しないでください。



野外焼却・ごみを放置すること

野外焼却は法律で禁止されています。火災の原因にもなりかねませんので、農作業で出たごみや雑草は、必ずご自身で持ち帰り処理してください。また、市民農園ではごみ捨て場を設置しておりません。農園近くのごみ置場にも捨てないでください。



指定された区画を自分で利用せず、他人に利用させること

利用者が指定された区画を利用できなくなった場合には、速やかに相模原市農政課へ連絡し、利用をキャンセルしてください。また、他人への又貸し、他人名義でのお申込みも禁止とします。

その他の禁止行為

近隣の土地又は承認された区画以外への立入等により、近隣の農業者や他の利用者等に迷惑を及ぼすこと

建物又は工作物を設置すること 営利を目的として作物を栽培すること

法令により栽培が禁止されている作物を栽培すること 樹木及び果樹等を栽培すること

農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること

除草剤を使用すること 周囲の区画や畑に飛散させるような農薬散布をすること

その他、市民農園の管理運営に著しく支障を及ぼすこと

⚠️ 応募上の注意

以下の事項に同意の上、お申し込みください。

「他人名義」のお申込みは無効となります。

利用期間の途中で、利用者の都合によるキャンセル等で利用資格を失った場合、管理料は還付しません。ただし、相模原市と土地所有者との土地使用貸借契約の解除等に伴う農園閉鎖時は、管理料を月割りで還付します。

複数の空き区画がある農園については、状況に応じて事務局で区画を割り振ることがございますので、予めご了承ください。

申し込みの流れ

利用希望農園の候補選択



ホームページ上にて各市民農園のリンクをご用意しておりますので、ご希望の農園をお探してください。

不明な点がある場合にはお電話等でご確認いただけます。

空き区画の確認

市民農園を所管している農政課（下記連絡先参照）までご連絡ください。



お申し込み手続き

利用希望の農園に空き区画がある場合、利用手続きへと移らせていただきます。

- ・「相模原市市民農園利用申込書 兼 住民記録閲覧同意書」をお客様に送付しますので、必要事項をご記入の上、ご返送ください。
- ・所管課である農政課にて、ご記入いただいた申込書の内容を確認し、問題が無ければ利用決定通知の送付、利用承認書の交付を行います。

承認書送付の際には「利用の手引き」と管理料納付用の「払込取扱票」を併せて送付しますので、内容をよくご確認のうえ、速やかに管理料の納付をお願いします。

実際に市民農園をご利用いただけるのは、「利用承認書」の交付後となります。交付を受ける前の区画利用はトラブルの原因にもなることから、絶対にお止めください。

利用手続き後に市民農園を利用できなくなった場合には、農政課まで必ずご連絡ください。

お問い合わせ先

相模原市 環境経済局

農政課 農地整備班

電話：042-769-9232（直通）



申込書記入例

(往信面)

「市販の往復はがき」によるお申込は受け付けません。
 お申込にあたっては、必ず、相模原市指定の申込書をお使いください。

63 円切手
をお貼り
ください

往 信

必ず63円切手を貼ってください。



相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模

申込書の送付先です。
 あらかじめ印刷されています。
 この面が表になるよう折って投函してください。

この面には何も記入しないでください。

(返信面)

63 円切手
をお貼り
ください

返 信

郵便往復はがき

必ず63円切手を貼ってください。



相模原市中央区中央 丁目 番号

マンション 号

相 模 太 郎 様

申込者の郵便番号・住所・氏名を正確に記入してください。
 (内側に折って投函)

現在窓口での交付は行っておりませんので、「また、～」の文言は無視してください。

相模原市市民農園利用申込書
 兼 住民記録閲覧同意書

相模原市長 宛
 私は、市民農園利用条件及び禁止行為の内容に同意し、
 また、住民記録閲覧に同意のうえ利用を申し込みます。

住所は、申込者の住所を、方書き等も含め、詳細に記入してください。

住 所 中央 区 中央 丁目 番号
 マンション 号

世帯で主に農園を利用される方を2名まで記入してください。
 また、当選者への利用承認書は本人確認を行った上で直接交付します。
 交付予定ご来場予定の方の氏名右側の欄をチェックしてください。

世帯で主に農園を利用する方を最大2名まで記入し、代表者の方の右欄をチェックしてください。

利用者
 フリガナ ガミ 知
 氏名 相模 太郎
 フリガナ ガミ 花子
 氏名 相模 花子



世帯主氏名 相模 太郎

世帯主氏名は、申込者の世帯の主を記入してください。

電 話 000 - 000 - 0000

連絡先 上記電話と異なる場合のみ記載。携帯電話も可
 電 話 000 - 000 - 0000

農園種別 レクリエーション農園 健康づくり農園

申込農園 (該当に印) コミュニティ農園

連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

農園名 相原 農園

申込みは1世帯あたり1通となります。

希望農園名を、正確に記載してください。